

知的財産権概論 第1回

知的財産権とは何か？

たくみ特許事務所
弁理士 佐伯 裕子

知的財産権とは何か？

2

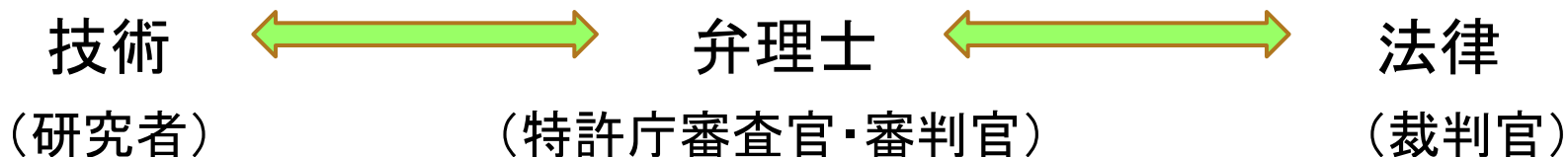
- 1 はじめに
- 2 財産権とは
- 3 知的財産権とは
- 4 産業財産権とは
- 5 特許庁への出願件数
- 6 法律の基礎知識

<特許(知的財産権)に関連する職業>

3

① 弁理士(登録者数 約1万人以上)

弁理士試験、弁護士、特許庁審査官経験者



② 特許庁審査官(国家公務員 I 種+任期付) 審査官7年で弁理士資格

審査官・審判官 約2,300名

③ 企業等の知的財産部(特許部)職員

④ 大学等のTLO職員

⑤ その他

最近話題の事件-1: 切り餅事件

2010. 11. 30 佐藤食品工業 勝訴 (東京地裁)

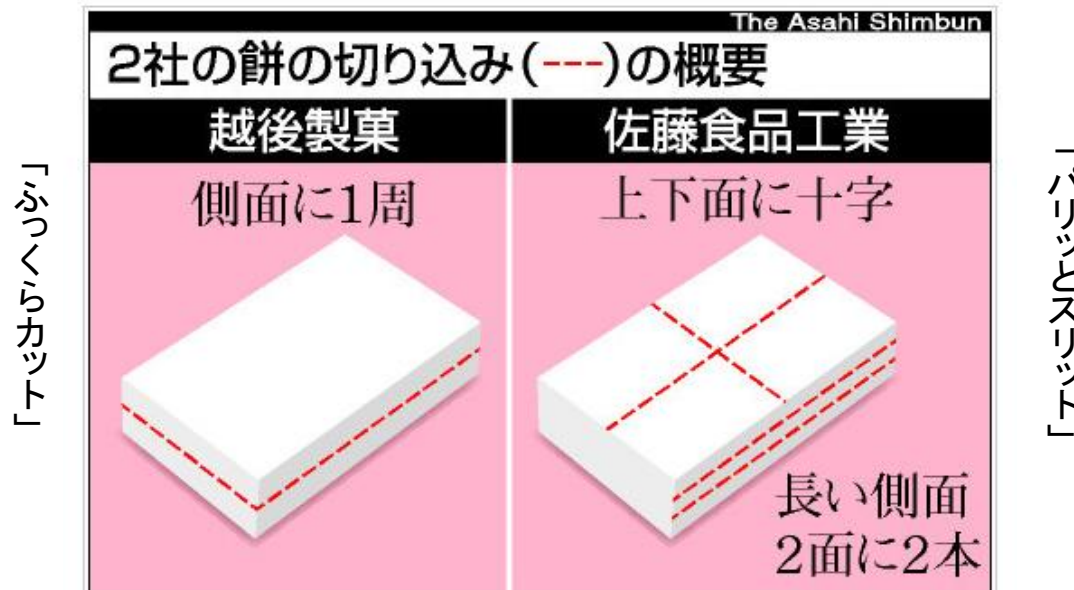
2011. 9. 7 特許侵害認める中間判決 (知財高裁)

2012. 3. 22 越後製菓 勝訴 (知財高裁)

(製造・販売停止 約8億円賠償命令 仮執行、製造装置廃棄命令)

2013. 9. 19 最高裁上告棄却(佐藤の上告申立不受理)

佐藤食品 8億円損害賠償



(<http://www.asahi.com/>より)

最近話題の事件－2:面白い恋人事件

石原製菓(札幌市)



吉本興業

商標権侵害訴訟

(販売差止＋1億2千万支払)

2013. 2. 13 和解成立

リボンのないデザインに変更、関西限定販売



財産権とは

6

憲法第29条

- 1 **財産権**は、これを侵してはならない。
- 2 財産権の内容は、**公共の福祉**に適合するように、法律でこれを定める。
- 3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用いることができる

民法第709条

故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

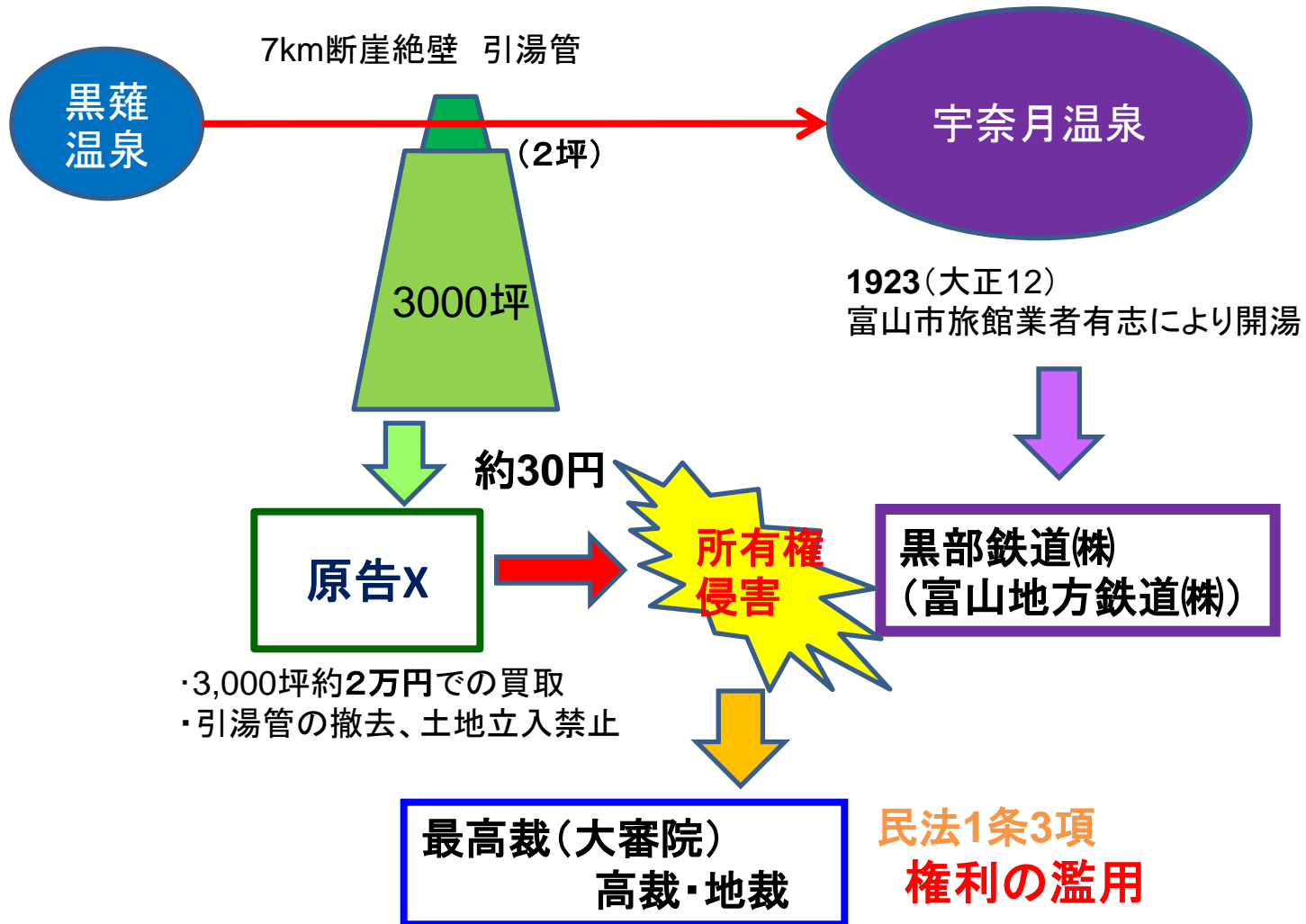
民法第1条(基本原則)

- 1 **私権**は、**公共の福祉**に適合しなければならない。
- 2 権利の行使及び義務の履行は、**信義に従い誠実**に行わなければならない。
- 3 **権利の濫用**は、これを許さない。

< 参考: 宇奈月温泉事件(大審院昭和10年10月5日判決) >

財産権の基本原則：宇奈月温泉事件

大審院昭和10年10月5日判決



一般法と特別法

8

原則：「特別法は一般法に優先する。」

一般法 ← (相対的) → 特別法
憲法 > 民法・民事訴訟法 > 知的財産法 > 特許法

→ 特許法に規定されている場合は、民法、民事訴訟法よりも優先して適用される

知的財産権の種類

		権 利	権利の内容	保護する法律	保護期間
知的財産権	知的創作物	特許権	発明	特許法	出願から20年
		実用新案権	考案	実用新案法	出願から10年
		意匠権	意匠	意匠法	登録から20年
		著作財産権 著作者人格権	芸術、文学、映画、コンピュータ・プログラム等	著作権法	死後50年 (法人は公表後50年、映画は公表後70年)
		回路配置利用権	半導体集積回路の配置	半導体チップ法	登録から10年
		育成者権	植物新品種	種苗法	登録から25年 (樹木30年)
		営業秘密	製造ノウハウ 顧客リスト	不正競争防止法	
	営業標識	商標権	商標 サービスマーク	商標法	登録から10年 (更新あり)
		商号権	商号	会社法・商法	
		商品表示 商品形態	商品表示 地理的表示等	不正競争防止法	形態模倣行為 (販売から3年)



特許庁所管(=産業財産権)

法制度の趣旨の相違

10

法制度の比較

	保護の対象	保護の趣旨	目的
<u>特許・実用新案法</u>	技術的思想	創作の奨励	産業の発達
<u>意匠法</u>	意匠		
<u>商標法</u>	商標	業務上の信用維持	
著作権法	著作物	権利者の保護	文化の発達
不正競争防止法	営業上の利益	競争秩序の維持	国民経済の健全な発展

意匠権と著作権の比較

	意匠権	著作権
保護の対象	意匠	著作物
登録の要否	特許庁に登録	不要(文化庁に登録可能)
保護の要件	新規性	—
	創作非容易性	独創性
権利の発生	特許庁での登録	著作物の創作
職務上の創作の扱い	創作者は自然人のみ	法人が著作者となる場合がある
効力の範囲	同一または類似	同一性、翻案
	偶然の一致にも効力	模倣のみ
存続期間	登録から20年	著作者の死後50年

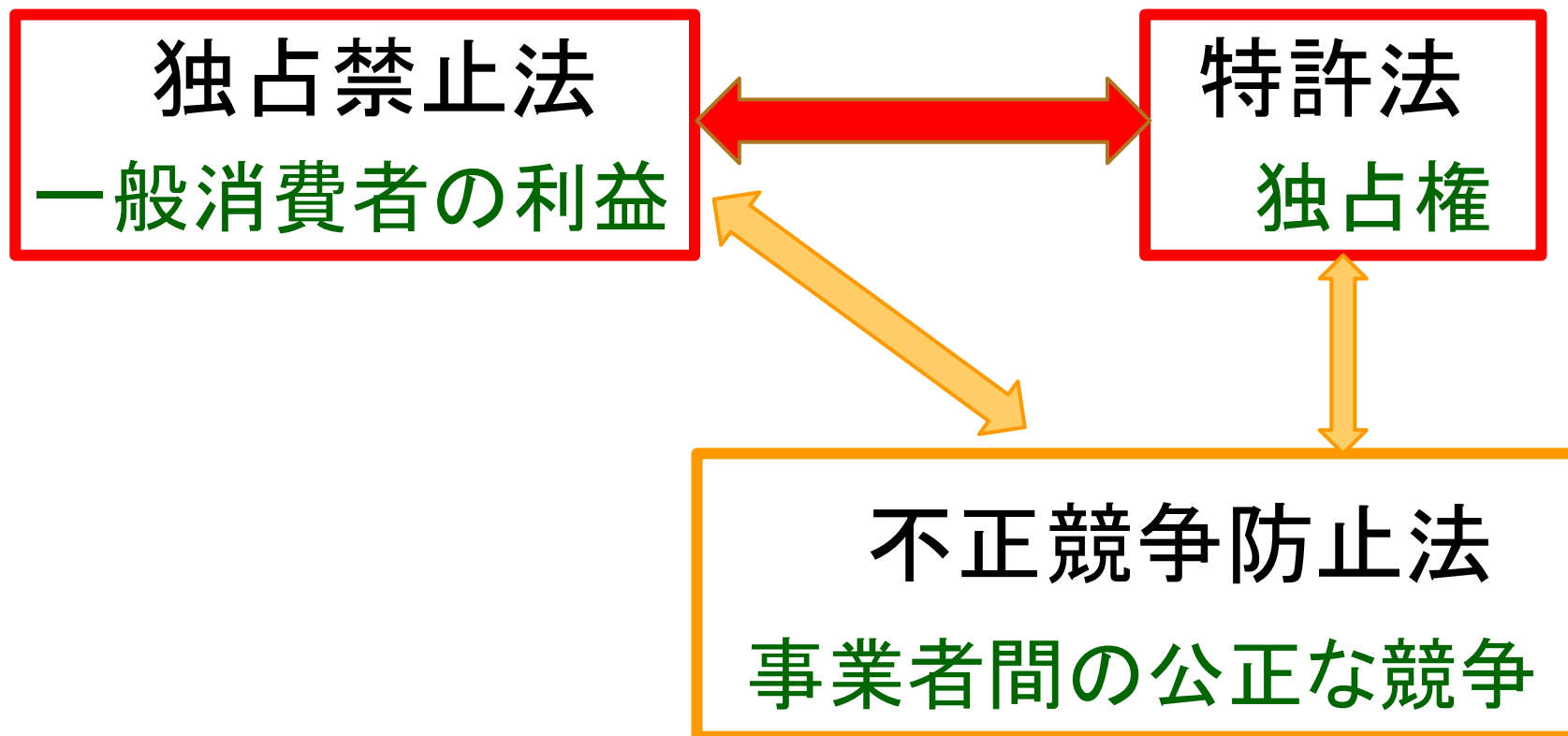
産業財産権とは？



特許庁HPより

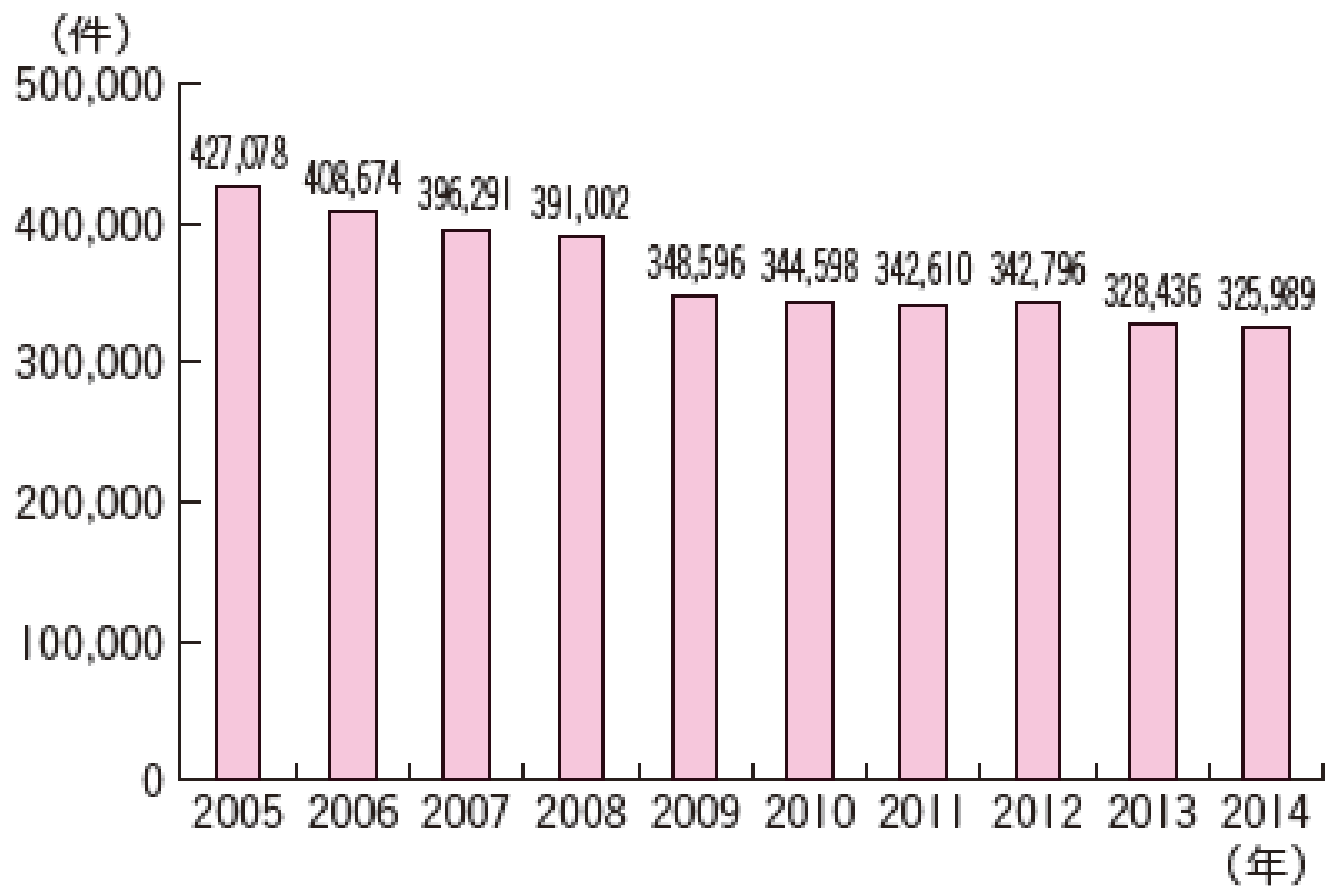
独占禁止法と特許法

13



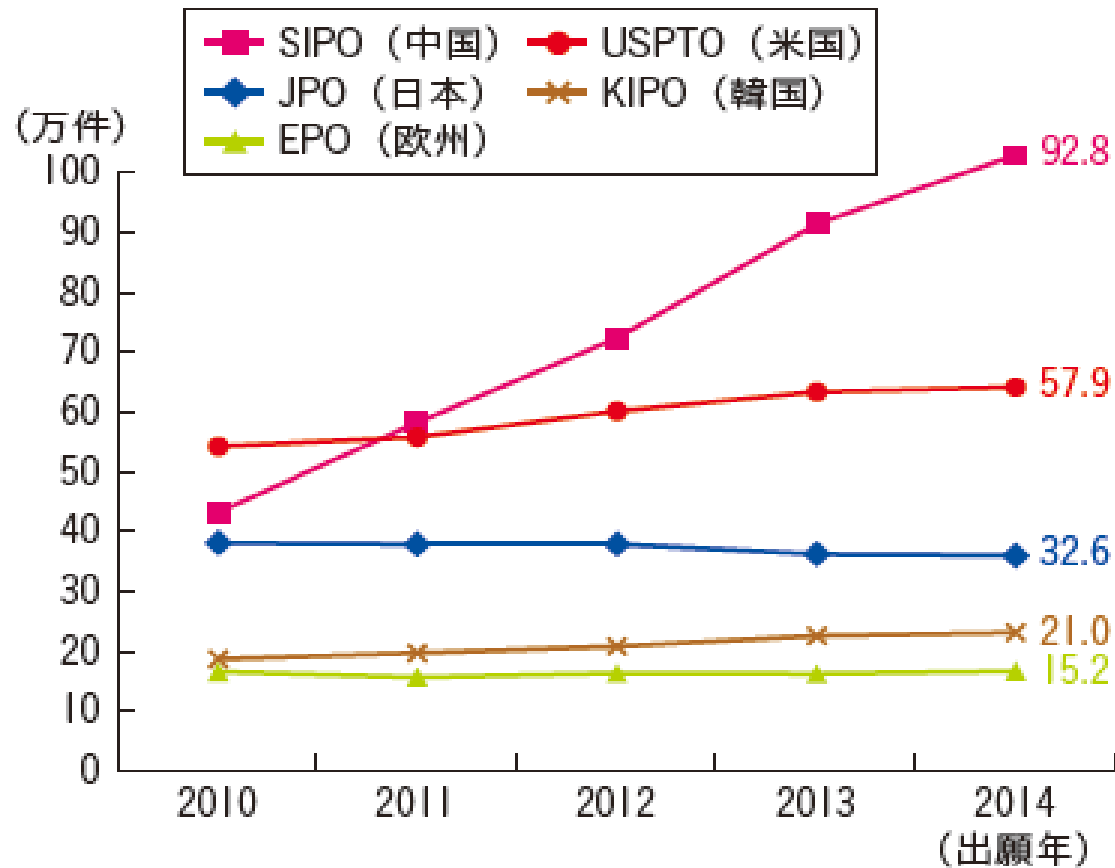
我国の特許出願件数の推移

(特許行政年次報告書 2015年版)



世界の特許出願

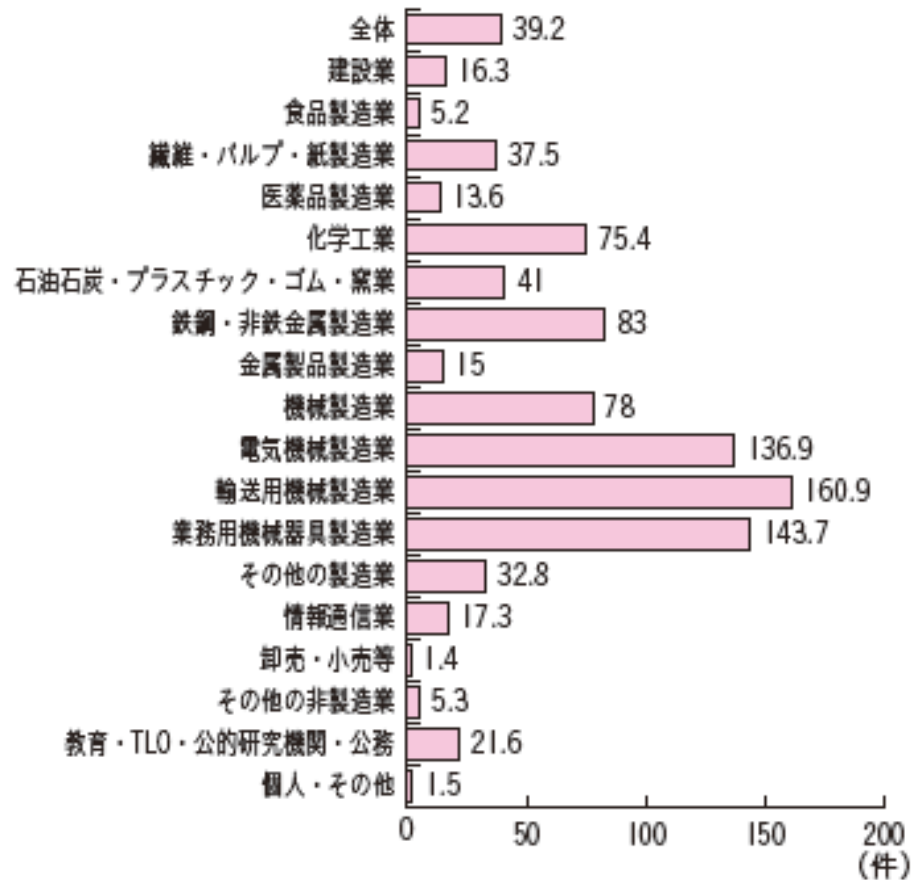
特許行政年次報告書2015年版



業種別特許・実用新案平均出願件数

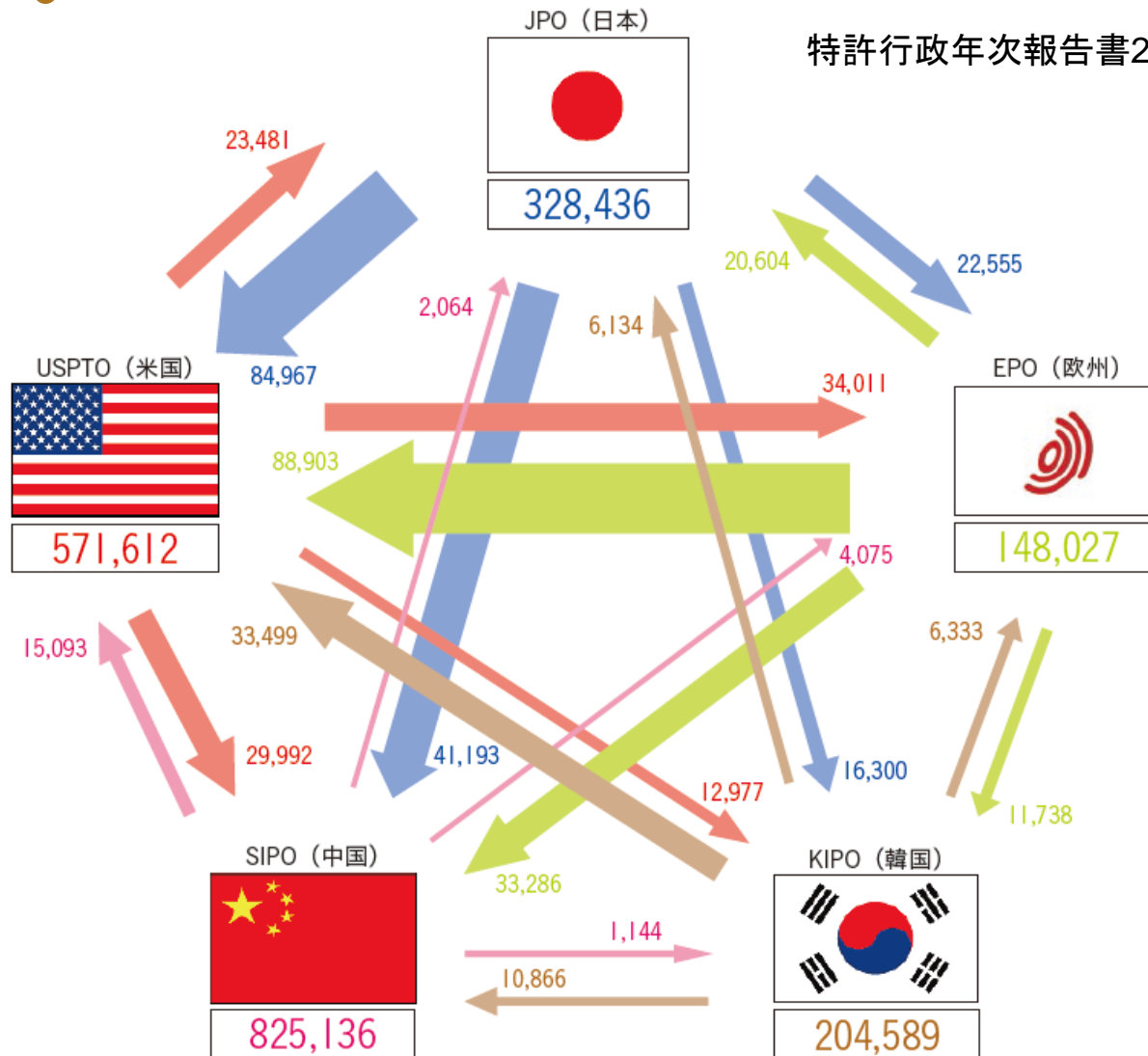
特許行政年次報告書 2014年版

(資料)特許庁「平成 25 年知的財産活動調査報告書」を基に特許庁作成



五大特許庁間の出願状況(2013)

特許行政年次報告書2015年版



企業別出願件数ランキング

特許行政年次報告書 2014年版

【上位 10 社】 2013 年特許査定件数

順位	前年	出願人*	特許査定件数
1 →	(1)	パナソニック	7,063
2 ↗	(3)	キヤノン	5,793
3 ↘	(2)	トヨタ自動車	5,387
4 ↗	(5)	三菱電機	5,362
5 ↘	(4)	東芝	4,604
6 ↗	(8)	本田技研工業	3,743
7 →	(7)	リコー	3,736
8 ↘	(6)	富士通	3,516
9 ↗	(14)	日本電気	3,272
10 ↗	(11)	デンソー	2,910

※共同出願人となっているものも含めて計上。

【上位 10 社】 2013 年意匠登録件数

順位	前年	出願人*	意匠登録件数
1 →	(1)	パナソニック	650
2 ↗	(3)	三菱電機	447
3 ↘	(2)	シャープ	357
4 →	(4)	岡村製作所	323
5 ↗	(19)	三星電子	285
6 ↗	(9)	LIXIL	230
7 →	(7)	大日本印刷	217
8 ↘	(5)	本田技研工業	200
9 ↗	(10)	積水樹脂	171
10 ↘	(8)	トヨタ自動車	160

【上位 10 社】 2013 年商標登録件数

順位	前年	出願人*	商標登録件数
1 ↗	(29)	サンリオ	474
2 ↗	(3)	資生堂	440
3 ↗	(5)	富士通	355
4 ↗	(8)	花王	314
5 ↘	(1)	コーセー	231
6 →	(6)	大正製薬	219
7 ↗	(11)	明治	215
8 ↗	(18)	クラシエホームプロダクツ	202
9 →	(9)	パナソニック	200
9 ↗	(19)	LIXIL	200

※出願人は、筆頭出願人を指す。

たくみ特許事務所

産業財産権（工業所有権）の歴史

19

- 我が国の歴史
 - 1884年（明治17年） 商標条例の制定
 - 1885年（明治18年） 専売特許条例の制定
 - 1888年（明治21年） 意匠条例の制定
 - 1899年（明治32年） パリ条約に加入
 - 1905年（明治38年） 実用新案法の制定
 - 1934年（昭和9年） 不正競争防止法の制定
- 世界の歴史
 - 1624年 イギリスで独占条例
 - 1790年 米国特許法
 - 1795年 フランス新憲法 第357条
 - 1877年 統一ドイツの特許法

練習：法律用語の使い方

1. 「推定する」と「みなす」

「推定する」:ある事実について、法が一応の判断を下すこと。

反対の証拠が立証されれば覆すことができる。

「みなす」:法律上の「擬制」。異なる事実の主張は許されない。

- ① 民法772条:妻が婚姻中に懐胎した子は、夫の子と(みなす・推定する)。
- ② 民法753条:未成年者が婚姻をしたときは、これによって成年に達したものと(みなす・推定する)。

2. 及び＜並びに と もしくは＜又は

- ① メインディッシュは1種類お選びください。肉料理の仔牛の赤ワイン煮込み(又は・もしくは)ローストポーク、(又は・もしくは)魚料理の舌平目のソティ(又は・もしくは)オマール海老の香草焼です。
- ② 2年1組のAさん(及び・並びに)B君、(及び・並びに)3年2組のCさん(及び・並びに)D君、至急職員室に来てください。

3. 直ちに > 遅滞なく > 速やかに

期間の計算

21

特許法第3条

- ① 期間の初日は、算入しない。
(民法140条：初日不算入の原則、半端な時間をカウントしない。)
- ② 期間を定めるのに月又は年をもつてしたときは、暦に従う。
月又は年の始から期間を起算しないときは、その期間は、最後の月又は年においてその起算日に相当する日の前日、相当する日がないときは、その月の末日に満了する。
- ③ 特許出願、請求など「特許に関する手続」についての期間の末日が行政機関の休日に当たるときは、その日の翌日をもつてその期間の末日とする。
行政機関の休日＝土日、祝日、12月29日から翌年1月3日

ただし、特許権存続期間は、期日末日が休日でも満了。

練習: 期間の計算

<例1> 4月18日から3か月



<例2> 11月29日から3か月



<例3> 9月29日から3か月



今日のポイント

23

1. 知的財産権は、憲法の「財産権」が根拠
2. 法のバランス感覚
 - 権利の濫用はこれを許さない(民法1条)
 - 知的財産権の歯止めは「独占禁止法」
3. 特許法(特別法)は民法(一般法)に優先する。
4. 産業財産権(特許、実用新案、意匠、商標)
 - 目的は「産業の発達」=国の基本政策
 - ➡ 国(特許庁)が直接的に保護